

平成25年8月27日  
第2518号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目次 ■

### 規則

○衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（50・健康推進課） ..... 1

### 告示

○公共測量実施の通知（395・建設政策課） ..... 1

○道路の供用開始（396・由利地域振興局建設部） ..... 2

### 公告

○条件付一般競争入札の実施（市町村課） ..... 2

○公的個人認証サービスにおける秋田県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリントの変更（情報企画課） ..... 3

○特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター） 2件 ..... 4

○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部） ..... 4

### 公安委員会告示

○技能検定員審査の実施（82・運転免許センター） ..... 5

○教習指導員審査の実施（83・運転免許センター） ..... 5

○技能検定員審査の実施（84・運転免許センター） ..... 6

○教習指導員審査の実施（85・運転免許センター） ..... 8

## 規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十五年八月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第五十号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和二十二年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十六号中〔二〕を削り、〔四〕を〔三〕とし、〔五〕から〔八〕までを一つずつ繰り上げる。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 秋田県告示第395号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり湯沢河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 作業の種類

公共測量（河川定期縦断測量）

#### 2 作業を行う期間

平成25年7月25日から平成26年2月10日まで

#### 3 作業を行う地域

湯沢河川国道事務所管内

雄物川

横手市大森町字仁平川向地区～湯沢市小野地区

距離標 新79.0キロメートル～新113.6キロメートル  
皆瀬川

雄勝郡羽後町字大久保地区～横手市増田町三又地区  
距離標 0.0キロメートル～9.2キロメートル

成瀬川  
横手市増田町三又地区～横手市増田町荻袋地区  
距離標 0.0キロメートル～3.2キロメートル

**秋田県告示第396号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久

**1 供用開始の区間**

道路の種類	路線名	区間
県道	冬師西目線	由利本荘市西目町西目字舞台625番地先から沼田字敷森152番2地先まで

**2 供用開始の期日 平成25年8月27日****3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間**

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年8月27日から同年9月10日まで

**公 告**

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等 一式
- (2) 借入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間  
平成25年12月1日から平成30年11月30日まで

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

- (4) 借入物品の設置場所  
別途指定する場所

**2 入札に参加する者に必要な資格**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去5年以内に、本県、国又は他の地方公共団体において、本調達と同種又は類似のシステムの構築を行った実績があること。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付を受け、入札参加資格の確認を受けていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) その他、入札説明書に定める資格を有する者

**3 契約条項を示す場所等**

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県企画振興都市町村課 電話018-860-1142

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除き、平成25年8月27日（火）から同年9月6日（金）までの期間、(1)の場所において午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

入札参加資格確認申請書は、県の休日を除き、平成25年8月27日（火）から同年9月9日（月）までの期間、(1)の場所へ、午前9時から午後5時までの間に持参すること。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年9月18日（水）午前9時30分

秋田県庁地下1階入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の規定に基づく公的個人認証サービスに係る秋田県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリントを次のとおり変更したので、公告する。

平成25年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久

1 秋田県認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

秋田県認証局の自己署名証明書に関し、次の表の下欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	F08D A61E C1DA AAE0 8598 FC3C B7B0 6E7A 09ED 95E5

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の下欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント

S H A - 1	A 4 2 9    5 3 6 6    6 4 4 5    2 F 3 4    5 2 B 4    E E D A    A F 3 C    4 2 4 8
	C 9 6 3    C 0 2 D

## 3 変更後のフィンガープリントの適用開始日

変更後のフィンガープリントは、平成25年7月31日以降に発行された電子証明書から適用する。

## 4 その他

1及び2に掲げるフィンガープリントについては、これらを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、空白又は「・」の有無等表示が異なる場合がある。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

電子スピニ共鳴測定装置 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号

## 3 落札者を決定した日

平成25年7月1日

## 4 落札者の名称及び住所

株式会社中央科学 秋田市御町三丁目1番22号

## 5 落札金額

33,652,500円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

平成25年5月17日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

平坦度測定装置 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号

## 3 落札者を決定した日

平成25年7月1日

## 4 落札者の名称及び住所

株式会社アオバサイエンス秋田営業所 秋田市広面字近藤堰越10番地6

## 5 落札金額

26,880,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

平成25年5月17日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿市払戸土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年8月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久

公安委員会告示

## 秋田県公安委員会告示第82号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

## 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

## 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成25年10月7日（月）午前10時から
- (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 技能検定員審査の申請手続

## (1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者にあっては、中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあっては、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

## (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成25年9月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

## (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、21,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ21,850円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,800円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に係る法令その他の知識	2,700円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,150円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,300円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

## 秋田県公安委員会告示第83号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項

の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成25年10月7日（月）午前10時から
- (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成25年9月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、12,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,850円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,900円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に係る法令その他の知識	2,700円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,400円を減ずる。  
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

**秋田県公安委員会告示第84号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

## 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査（普通）
- (4) 技能検定員審査（大特）
- (5) 技能検定員審査（大自二）
- (6) 技能検定員審査（普自二）
- (7) 技能検定員審査（牽引）

## 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

## (1) 期日

平成25年10月7日（月）午前10時から

## (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 技能検定員審査の申請手続

## (1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

## (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成25年9月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

## (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあっては、23,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ23,500円から同表中欄の技能検定員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては、19,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ19,650円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては、14,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,500円から同表右欄の技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（大・中型）に係る額	技能検定員審査（普通）に係る額	技能検定員審査（大・中・普通）以外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,000円	6,400円	2,200円
3 教則の内容となっている事項	2,100円	1,850円	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,100円	1,850円	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	2,250円	2,000円	2,250円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	1,850円	1,950円	2,450円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあっては14,100円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては11,050円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては4,550円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあっては4,550円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては3,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては4,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあっては22,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては18,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては13,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

**秋田県公安委員会告示第85号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年8月27日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）
- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大自二）
- (6) 教習指導員審査（普自二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成25年10月7日（月）午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成25年9月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあっては、15,000円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,000円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては、11,800円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ11,800円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては、9,450円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,450円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・普

通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査 (大型・中型)に 係る額	教習指導員審査 (普通)に係る額	教習指導員審査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,450円	1,400円	1,500円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,350円	1,300円	1,150円
4 教則の内容となっている事項その他自動車 の運転に関する知識	1,450円	1,200円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,200円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知 識	1,350円	1,150円	1,150円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては8,600円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,100円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては3,850円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては3,000円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,500円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては14,300円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては11,050円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては8,700円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

正 誤			
ページ	行	誤	正
平成25年7月19日(第2507号)公布の秋田県教育委員会規則第10号(秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則)			
(原稿誤り)			
16	7	第四項中	第四号中